

薩摩川内市告示第66号

薩摩川内市設計違算に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年2月3日

薩摩川内市長 田中良二



薩摩川内市設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務をいう。以下同じ。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計違算 設計図書等（工事設計書、委託設計書、図面、数量集計表、一般仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明事項並びにそれらに関する質問回答書をいう。）における積算基準及び単価の適用誤りによる設計金額の誤りをいい、設計金額に影響のない積算数量等の不整合は含まないものとする。
- (2) 予定価格等 予定価格、最低制限価格及び薩摩川内市低入札価格調査実施要領で規定する審査基準額をいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告又は指名通知の発行を行ってから開札するまでの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札手続を中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に係る閲覧設計書等に対する回答書（以下「回答書」という。）の回答期日までに、設計違算を訂正（予定価格の変更を除く。）し、当該訂正内容等を入札に参加しようとする者に対し周知すること等により、競争の公正性が確保できる場合は、入札手続を続行することができるものとする。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札を行ってから落札者を決定する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札手続を中止するものとする。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者の決定後、契約を締結する前までの間に設計違算があつ

たことが判明した場合は、当該入札手続を中止し、落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、落札者の決定を取り消した場合において、当該落札者は、これによって生じた直接かつ通常の損害について賠償を市長に請求することができる。

3 受注制限を受けた落札者に対し、第1項の規定による落札者の決定の取消しが行われた場合においても、当該受注制限により参加できなかった他の入札手続は継続するものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明し、設計金額を基に設定された予定価格等に誤りがある場合は、契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等の履行状況等により契約を解除しがたい場合は、契約を継続することができる。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、当該契約の相手方は、これによって生じた直接かつ通常の損害について賠償を市長に請求することができる。

4 受注制限を受けた契約の相手方に対し、第1項の規定による契約の解除が行われた場合においても、当該受注制限により参加できなかった他の入札手続は継続するものとする。

(公表)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により入札手続を中止した場合又は第6条第1項の規定により契約を解除した場合は、速やかに公表するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。